

山梨県立博物館清掃業務 「一般競争入札」公告

山梨県立博物館が発注する山梨県立博物館清掃業務は、一般競争入札により行いますので、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定により公告します。

なお、この契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約であり、平成27年度以降において歳出歳入予算の当該金額について減額又は削除があった場合には、この契約は解除されるものであることに留意してください。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 役務の名称及び数量 山梨県立博物館清掃業務 1式
- (2) 仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- (3) 履行期間 平成27年4月1日から平成30年3月31日まで（3年間）
- (4) 履行場所 山梨県立博物館（笛吹市御坂町成田地内）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始または民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- (5) 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成14年2月28日山梨県告示第64号）に規定する山梨県物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (6) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（平成10年4月1日）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (7) この公告に示した役務を確実に履行できると契約担当者が判断した者であること。
- (8) 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後直ちに履行に着手できる者である

こと。

- (9) 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの2年間において、従業員への給料又は賃金の未払い等、不誠実な行為がない者であること。
- (10) 平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間において、1年間継続しての建築物の清掃業務を1回として2回以上、建物の延べ面積5,000平方メートル以上の建築物の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有すること。
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約の内容を説明する日時及び場所

- (1) 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成27年3月4日(水)までの山梨県立博物館設置及び管理条例(平成17年山梨県条例第8号)に定める山梨県立博物館の休館日(以下「休館日」という。)を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(3月4日(水)は午前9時から午前11時まで)、11(3)の照会先において交付する。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年3月4日(水) 午前11時
山梨県立博物館(笛吹市御坂町成田1501番地1) 生涯学習室
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出方法 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類を平成27年3月4日(水)から3月11日(水)までの休館日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに11(3)の照会先に持参し、この入札に参加する資格があることの確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

平成27年3月18日(水) 午前11時
山梨県立博物館(笛吹市御坂町成田1501番地1) 生涯学習室

5 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるとき、その端数を切り捨てた金額。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反し

た者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号、以下「規則」という。）第129条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると契約担当者が認めた入札であって、規則第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

8 最低制限価格 無

9 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第108条の2又は第109条の2の規定に該当する者は、これを免除する。

また、規則第120条に該当する場合は、違約金を徴収する。

10 前払金の有無 無

11 その他

(1) 落札者が契約締結までの間に「2 入札参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(2) 落札した者は、山梨県立博物館との間において、契約書を作成する。

(3) 照会先は次のとおり。

山梨県立博物館 総務課

〒406-0801 笛吹市御坂町成田1501番地1 電話055-261-2631

(4) 詳細は、入札説明書による。